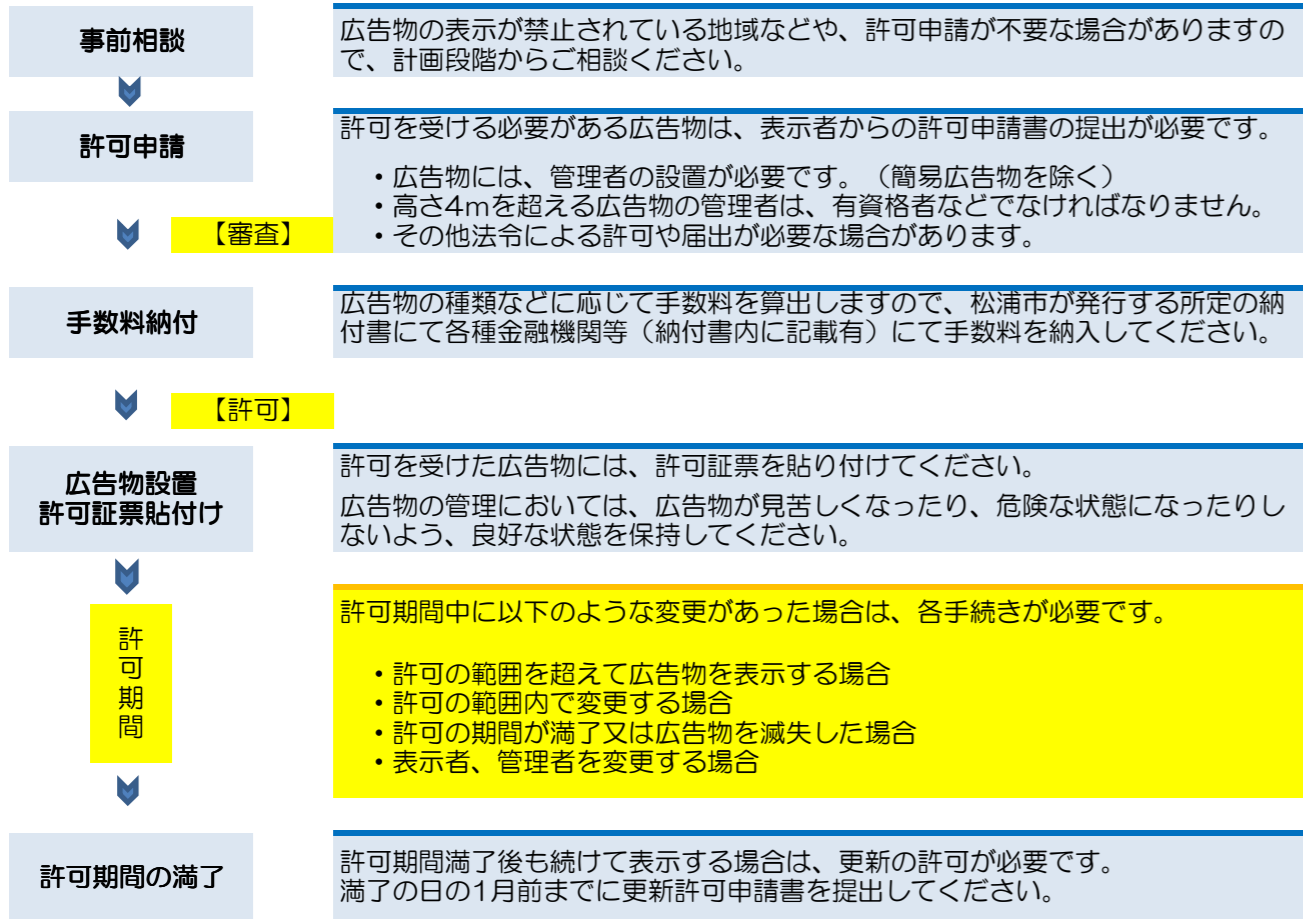


# 松浦市屋外広告物条例のしおり



## 9.屋外広告物の許可の手続き



## 10.手数料

種類	区分	金額（円）	
地上広告物 屋上広告物 壁面広告物 突出広告物 アーチ広告物	～ 0.5m未満	120	※許可期間は簡易広告が1月以内、広告幕、気球広告が3月以内、それ以外の広告物は3年以内です。  ※許可期間が1年を超える場合は、1年毎に手数料の1/2を加算します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 許可期間2年の場合 年間手数料+年間手数料の1/2</li> <li>• 許可期間3年の場合 年間手数料+年間手数料の1/2×2</li> </ul>
	0.5m以上～ 1m未満	220	
	1m以上～ 2m未満	460	
	2m以上～ 5m未満	970	
	5m以上～ 10m未満	1,900	
	10m以上～ 20m未満	3,400	
	20m以上～ 30m未満	5,600	
	30m以上～ 40m未満	7,900	
	40m以上～ 50m未満	11,000	※照明を伴う広告物については、それぞれの額に10割を加算します。  ※許可後、納付された手数料は還付されませんのでご注意ください。
	50m以上	11,450円に表示面積から50mを差し引いた面積（1m未満切り捨て）に450円を乗じて得た額を加算した額	
広告幕	1枚につき	460	
気球広告	1個につき	1,100	
電柱等利用広告	1枚につき	220	
簡易広告物	はり紙	1枚につき	5
	はり札	1枚につき	120
	立看板	1個につき	220

## 11.違反屋外広告物などに対する措置

- 条例に違反した広告物については、許可の取消し、是正のための措置、除却などを命ずることがあります。
- 違反した広告物を、松浦市やボランティア団体が除却することがあります。
- 悪質な条例違反に対しては、罰金に処せられることがあります。

【問い合わせ先】 松浦市役所 都市計画課 都市計画係  
 〒859-4598 松浦市志佐町里免365  
 電話：0956-72-1111（代表） FAX：0956-72-2292  
 ホームページ： <http://www.city.matsuyura.jp/>



R4.10改訂

## 1.屋外広告物条例制定の目的

はり紙、広告板、ネオン・サイン等をいい、私たちの生活に必要な情報を伝えるとともに、まちを活気づける手段にもなります。しかし、これが無秩序に氾濫し、管理もおろそかになると、街並みや自然の景観を損なうだけでなく、人々に危害を及ぼすおそれもあります。

松浦市は、西九州自動車の延伸等により景観等の変化が著しいものと推測されるため、松浦市の特性に応じた規制誘導を行い、風光明媚な「松浦らしい景観」を守り、魅力ある景観を後世に残していくため、松浦市屋外広告物条例を制定するものです。

## 2.屋外広告物とは

常時又は一定期間継続して屋外で公衆に表示される広告板、広告塔、立て看板、ポスター、広告幕などで、営利目的かどうかは問いません。

ただし、街頭で配布されるチラシ、音響広告、屋内で表示される広告物などは含まれません。

## 3.自家広告物と一般広告物

### 【自家広告物】

自己の名称や事業内容などを標記する為、自己の事業所やその敷地内に表示する広告物をいいます。

### 【一般広告物】

他人の土地又は建物を利用して自家広告物以外の屋外広告物を表示するものをいいます。

## 4. 禁止広告物と禁止物件

### 【禁止広告物】

以下の広告物は、表示することができません。

- ① 著しく汚染し、退職し、又は塗料等の剥離したもの
- ② 著しく破損し、又は老朽したもの
- ③ 倒壊又は落下の恐れがあるもの
- ④ 信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- ⑤ 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

### 【禁止物件】

以下の物件には、広告物の表示はできません。

- ① 街路樹、路傍樹、保存樹
- ② 橋りょう、トンネル、高架構造物、中央分離帯、道路反射鏡
- ③ 信号機、道路標識、歩道柵、駒止め、里程標、町名等表示板
- ④ 消火栓、火災報知器、火の見やぐら
- ⑤ 郵便ポスト、電話ボックス、路上変電塔
- ⑥ 送電塔、送受信塔、照明塔
- ⑦ 煙突、ガスタンク、石油タンク、水道タンク
- ⑧ 銅像、神仏像、記念碑
- ⑨ 市長が指定する区域内の石垣、擁壁、土羽
- ⑩ その他条例に規定されているもの

## 5. 禁止地域と許可地域

### 【禁止地域】

広告物を表示することはできません。ただし、自家広告物は、基準に適合すれば表示することができます。

- ① 風致地区
- ② 都市公園
- ③ 国、県の指定文化財
- ④ 重要文化的景観
- ⑤ 道路及び鉄道等（予定地含む）で市長が指定する区間
- ⑥ 道路及び鉄道等（予定地含む）から展望することができる地域で市長が指定する区域
- ⑦ その他条例に規定されている地域

### 【許可地域】

広告物を表示するときは、許可の申請が必要です。

- ① 都市計画区域内（右表参照）
- ② その他条例に規定されている地域

#### 都市計画区域

志佐町	浦免、庄野免、里免、白浜免、高野免
今福町	東免、北免、浦免、仏坂免、滑米免
調川町	下免、中免、上免、平尾免
御厨町	里免、前田免、中野免、大崎免、北平免
星鹿町	岳崎免、下田免、北久保免

#### 許可地域の区分

区分	禁止地域	許可地域
第1種許可地域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域	
第2種許可地域	都市計画区域内のうち第1種許可地域、第3種許可地域以外の地域 用途地域が規定されていない地域	• 広告物の種類ごとの基準に適合すること
第3種許可地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域	• 広告物の種類ごとの基準に適合すること

## 6. 適用除外

以下の場合、許可不要で表示することができます。以下の面積基準以外にも、それぞれ基準がありますので、問い合わせ先までご確認ください。

### 【禁止地域及び許可地域に許可不要で表示できるもの】

- 自家広告物・・・禁止地域：1箇所につき総表示面積5㎡以下。  
ただし、1箇所につき総表示面積5㎡～30㎡以下は許可を受けて掲示可。  
許可地域：1箇所につき総表示面積10㎡以下は許可不要で掲示可。
- 管理用広告物・・・土地の管理は表示面積が5㎡以下。物件の管理は表示面積合計が0.3㎡以下。
- 工事現場の板塀などに表示する広告物。・冠婚葬祭などのために一時的に表示する広告物。
- 講演会、展覧会などのために敷地内に表示する広告物。
- 人、車両などに表示する広告物。
- 国又は公共団体が公共的目的をもって表示する広告物。

### 【禁止物件、禁止地域、許可地域に許可不要で表示できるもの】

- 法令の規定により表示する広告物。
- 公職選挙法による選挙運動のための広告物。
- 寄贈者名等を表示する広告物。（市長が指定するもの）

### 【禁止物件に許可不要で表示できるもの】

- 送電塔、煙突、ガスタンク、市長が指定する石垣などに表示する自家広告物で合計5㎡以下まで。
- 国又は公共団体が公共的目的で表示する広告物。（市長が指定するもの）
- 禁止物件の管理上必要な広告物。
- 煙突などに表示する宣伝を目的としない広告物。

### 【その他】

- 政治団体の政治活動のためのはり紙などで基準に適合すれば、許可地域でも許可不要で掲示可。

## 7. 許可の共通基準及び総量規制

【共通基準】全ての広告物に関する共通の基準です。

### 共通基準

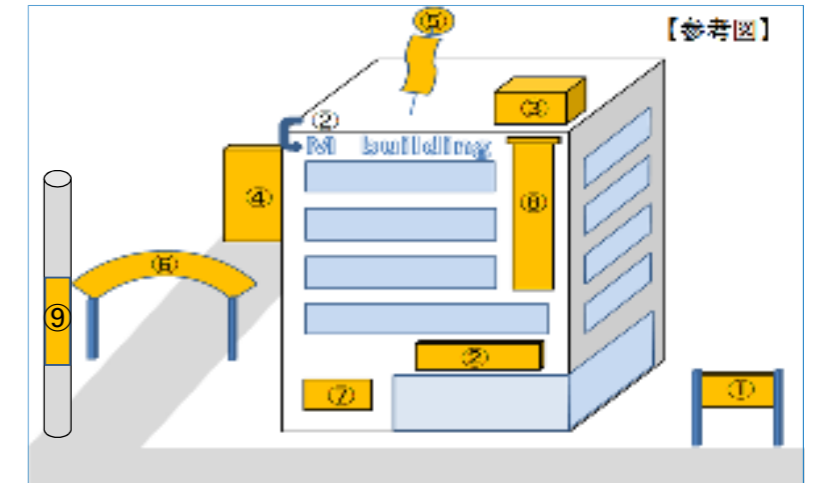
- ① 朱色の発光塗料を使用しないものであること。
- ② 環境に調和し、自然美を妨げないものであること。
- ③ 側面及び裏面においても、良好な景観及び風致を害さないように施工したものであること。
- ④ 交通の安全を阻害するおそれのないものであること。

【総量規制】下の図に示す広告物を表示する場合は、1箇所に表示できる合計の面積を規制しています。

- ① 地上広告物
- ② 壁面広告物
- ③ 屋上広告物（文字型広告物含む）
- ④ 突出広告物
- ⑤ 気球広告物（アドバルーン）
- ⑥ アーチ広告物
- ⑦ 簡易広告物（広告板、はり紙等）
- ⑧ 広告幕（懸垂幕）
- ⑨ 電柱等利用広告

表示面積合計が許可地域区分に応じて異なります。

- 第1種許可地域 ⇒ 50㎡以下  
 第2種許可地域 ⇒ 100㎡以下  
 第3種許可地域 ⇒ 制限なし



## 8. 許可の個別基準

### 【広告物の区分ごとの基準】

区分	禁止地域	許可地域
自家広告物	以下の基準をすべて満たすこと • 露出したネオンを使用しない • 1箇所につき表示面積合計30㎡以下 • 広告物の種類ごとの基準に適合すること	• 広告物の種類ごとの基準に適合すること
一般広告物	—	• 広告物の種類ごとの基準に適合すること
道標、案内図板等（公共的目的を持った広告物）	以下の基準をすべて満たすこと • 露出したネオンを使用しない • 表示面積合計5㎡以下	• 広告物の種類ごとの基準に適合すること

### 【広告物の種類ごとの基準】

<b>① 地上広告物</b> 高さ 第1種許可地域 H=10m以下 第2種許可地域 H=13m以下 第3種許可地域 H=15m以下 面積 第1種許可地域 S=10㎡以下 第2種許可地域 S=20㎡以下 第3種許可地域 S=30㎡以下	<b>② 壁面広告物</b> 面積 第1種許可地域 S=s×1/4以下 第2種許可地域 S=s×1/3以下 第3種許可地域 S=s×1/2以下 【自家広告物は除く】	<b>③ 屋上広告物</b> 高さ 第1種許可地域 H=h×1/3以下 第2種許可地域 H=h×1/2以下 第3種許可地域 H=h×2/3以下 【H+h=50m以下】
<b>④ 突出広告物</b> 突出幅 W1=1.0m以下 W2=1.5m以下（第1種許可地域のみに） 高さ 歩道 2.5m以上 車道 4.5m以上	<b>⑤ 気球広告</b> 1m以下 12m以下 50m以下	<b>⑥ アーチ広告物</b> 高さ 歩道 h=2.5m以上 車道 h=4.5m以上 面積 第1種許可地域 S=10㎡以下 第2種許可地域 S=20㎡以下 第3種許可地域 S=30㎡以下
<b>⑦ 簡易広告物</b> はり紙、はり札等 ・1枚につき1㎡以下 ・同一連続の貼付禁止 ・接着剤等ののりづけ禁止 立看板等 0.9m以下 2.1m以下 ・原則道路敷は禁止	<b>⑧ 広告幕</b> 2m以下 1m以下 10m以下 4.5m以下 横所幕 幕掛板	<b>⑨ 電柱等利用広告</b> 0.6m以下 0.5m以下 1.2m以下 0.4m以下 0.8m以下 1.5m以下 1.0m以上